

愛知県にＪアラート（全国瞬時警報システム）
が発令された場合の対応について

１．Ｊアラートが発令された場合

（１）屋外にいる場合

近くのできるだけ頑丈な建物の中、又は地下施設へ避難する。

（２）近くに建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

（３）屋内にいる場合

窓から離れ、できるだけ窓のない部屋又は廊下等へ移動する。

２．在校中にＪアラートが発令された場合

（１）生徒及び教職員は、教育活動を中断し、上記１に定める安全確保行動をとる。

（２）生徒及び教職員は、校内放送その他の指示に従い、安全が確認されるまで校内で待機する。

（３）待機中は窓や出入口から離れ、不要な移動を避けるとともに、教職員の指示に従って行動する。

（４）行政機関等から安全が確認された旨の情報が発表されるまで、生徒の下校及び校外での活動は行わない。

（５）安全が確認された後は、校長が校内及び周辺地域の状況を確認し、教育活動の再開、下校、課外活動の中止その他必要な措置を決定する。

（６）交通機関の運休、道路状況その他の事情により安全な下校が困難と認められる場合は、校内待機その他の必要な措置を講ずる。

３．在校中に避難指示等が発令された場合

Ｊアラートの内容、行政機関からの指示、周辺地域の被害状況その他の状況に応じ、校長は生徒及び教職員の安全確保を最優先に判断し、校内待機、校舎内避難、下校の見合わせ、避難所への移動その他必要な措置を講ずる。

４．登下校中にＪアラートが発令された場合

（１）生徒は、直ちに上記１に定める安全確保行動をとる。

（２）公共交通機関を利用している場合は、乗務員、駅係員その他関係者の指示に従う。

（３）安全が確認されるまでは、避難した場所又は安全な場所で待機し、不要な移動を行わない。

- (4) 安全が確認された後は、自宅又は学校のうち、より安全に移動できる場所へ向かうものとする。
- (5) 可能な範囲で学校又は保護者へ状況を連絡するものとする。
- (6) 交通機関の運休、道路状況その他の事情により安全な移動が困難な場合は、無理に移動せず、安全な場所で待機し、学校及び保護者の指示を受けるものとする。

5. 登校前にＪアラートが発令された場合

- (1) 生徒は自宅待機とし、安全確保に努める。
- (2) 政府又は関係機関から安全が確認された旨の情報が発信されるまでは、登校を見合わせるものとする。
- (3) 安全が確認された後は、学校から配信される連絡に従い登校するものとする。
- (4) 地域の被害状況、交通機関の運行状況その他の事情により、生徒の安全な登校が確保できないと校長が判断したときは、臨時休校、始業時刻の変更その他必要な措置を講ずることがある。
- (5) 前号の措置については、学校ホームページ、その他の方法により周知する。

6. 落下物らしきものを発見した場合

- (1) 落下物らしきものを発見した場合は、決して近づいたり触れたりしない。
- (2) 速やかに警察、消防その他関係機関へ連絡する。
- (3) 周囲の人にも注意を呼びかけ、現場から離れて安全を確保する。